

相模原市告示第 4 4 1 号

北海道の一部の地域における市税に関する申告等の期限の延長について

相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、平成 3 0 年 9 月 6 日に次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人に係るもので、その期限が平成 3 0 年 9 月 6 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日

相模原市長 加 山 俊 夫

都道府県名	指 定 地 域
北 海 道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町